

1 感染症発生動向調査事業の概略

(1) 感染症発生動向調査事業とは

感染症発生動向調査事業は、昭和 56 年に開始され、平成 11 年（1999 年）4 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が施行されたことに伴い、感染症法に基づく施策として位置づけられた。

本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としている。

(2) 感染症発生動向調査事業に関する感染症法

① 医師の届出(第 12 条)

一類～四類感染症、五類感染症の一部（全数）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の者を診断した医師は、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、その長。以下同じ。）に届け出なければならない。

② 獣医師の届出(第 13 条)

一類～四類感染症のうち、政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物について、当該感染症と診断した獣医師は、最寄りの保健所を経由して都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

③ 感染症の発生の状況及び動向の把握(第 14 条)

五類感染症の一部（定点）、疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断した指定届出機関の管理者は、当該指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

④ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(第 15 条)

都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために必要があると認めるときは、当該職員に必要な調査をさせることができる。

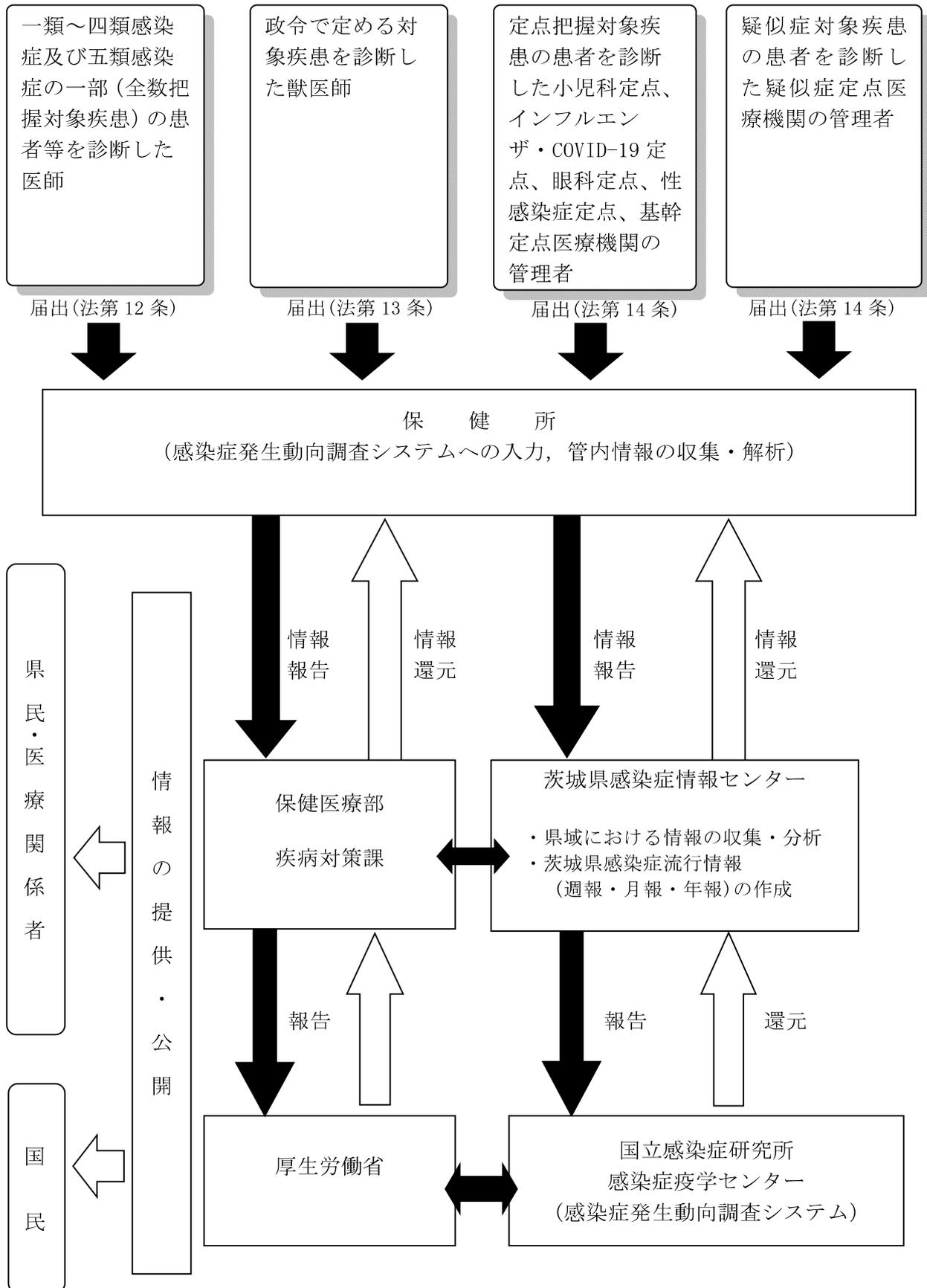
⑤ 情報の公表等(第 16 条)

厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を積極的に公表しなければならない。

(3) 感染症法に基づく届出基準等の改正について

令和 6 年（2024 年）は、感染症法（第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項）に基づく届出基準等の改正はなかった。

2 感染症発生動向調査事業の流れ



3 感染症法に基づく疾患の届出・入院・就業制限一覧

感染症 種類	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原 体保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原 体保有者	患者	疑似症	無症状病原 体保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ペスト	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	×
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	バラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ウエストナイル熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	A型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	エキノコックス症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	エムボックス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	黄熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	オウム病	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	オムスク出血熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	回帰熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	キャサスル森林病	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	Q熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	狂犬病	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	コクシジオイデス症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ジカウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	腎症候性出血熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	西部ウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ダニ媒介脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	炭疽	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	チクングニア熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	つつが虫病	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	デング熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	東部ウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。)	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ニパウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	日本紅斑熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	日本脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ハンタウイルス肺症候群	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	Bウイルス病	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	鼻疽	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ブルセラ症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ベネズエラウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ヘンドラウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	発しんチフス	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ポツリヌス症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	マラリア	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	野兔病	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ライム病	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	リッサウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	リフトバレー熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	類鼻疽	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	レジオネラ症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	レプトスピラ症	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ロッキー山紅斑熱	○	×	○	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	アメーバ赤痢	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	RSウイルス感染症	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	咽頭結核熱	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。)	○	×	×	インフル/ COVID-19 基幹(※1)	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×

感染症 類型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 方 法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原 体保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原 体保有者	患者	疑似症	無症状病原 体保有者
5	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	○	×	×	インフル/ COVID-19 基幹(※1)	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	感染性胃腸炎	○	×	×	小児科 基幹(※2)	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	急性出血性結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	急性弛緩性麻痺	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	クリプトスポリジウム症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	後天性免疫不全症候群	○	×	○	(全数)	7日以内	b2	×	×	×	×	×	×
5	細菌性髄膜炎(侵袭性インフルエンザ菌感染症、侵袭性髄膜炎菌感染症及び侵袭性肺炎球菌感染症を除く。)	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	ジアルジア症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	侵袭性インフルエンザ菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	侵袭性髄膜炎菌感染症	○	×	×	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	侵袭性肺炎球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	水痘	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	水痘(入院例に限る。)	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	性器クラミジア感染症	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×
5	性器ヘルペスウイルス感染症	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×
5	尖圭コンジローマ	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×
5	先天性風しん症候群	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	手足口病	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	伝染性紅斑	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	突発性発しん	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	梅毒	○	×	○	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	播種性クリプトコックス症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	破傷風	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	百日咳	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	風しん	○	×	×	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日	c2	×	×	×	×	×	×
5	ヘルパンギーナ	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	マイコプラズマ肺炎	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	麻しん	○	×	×	(全数)	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	無菌性髄膜炎	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日	c2	×	×	×	×	×	×
5	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	×	×	(全数)	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日	c2	×	×	×	×	×	×
5	流行性角結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	流行性耳下腺炎	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	淋菌感染症	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×

(届出事項) a:氏名、年齢、性別、職業、住所、所在地、病名、症状、診断方法、初診・診断・推定感染年月日、感染原因、感染経路、感染地域、診断した医師の住所及び氏名、その他。(保護者の住所氏名)

b1:年齢、性別、病名、症状、診断方法、初診年月日、診断年月日、推定感染年月日、感染原因、感染経路、感染地域、診断した医師の住所及び氏名

b2:年齢、性別、病名、症状、診断方法、初診年月日、診断年月日、推定感染年月日、感染原因、感染経路、感染地域、診断した医師の住所及び氏名、最近数年間の主な居住地、国籍

c1:年齢、性別

c2:年齢、性別、原因病原体の名称、検査方法

※1 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の基幹定点の届出については、届出対象は入院したもので、届出内容は入院時の対応を加える。

※2 感染性胃腸炎の基幹定点の届出については、届出対象は病原体がロタウイルスであるもので、届出内容は原因病原体の名称及び検査方法を加える。